

資料2. 津波避難施設の位置づけについて

津波避難施設の法律上の位置づけ

関係法令	関連する告示・指針等	備考
平成15年～ 中央防災会議東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震の切迫性		
	平成17年6月 津波避難ビル等に係るガイドライン(内閣府)(旧ガイドライン)	津波を引き起こす地震の切迫性のなか、統一的な津波避難ビル等の指定や整備にあたっての考え方をまとめたガイドラインを策定。
平成23年3月11日東日本大震災を踏まえ・・・		
	平成23年11月17日 ・「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について(技術的助言)」(国交省住宅局) ・東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針(国土交通省住宅局及び国土技術政策総合研究所)(新ガイドライン)	上記ガイドラインの「構造的要件の基本的な考え方」をもとに、東日本大震災における津波による建築物被害の調査を踏まえ、津波避難ビル等の構造上の要件について、暫定指針をとりまとめた。
平成23年12月14日 ・津波防災地域づくりに関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律施行令 ・津波防災地域づくりに関する法律施行規則	平成23年12月27日 ・【技術基準】津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件(告示)	上記暫定指針を基に津波防災地域づくり法における避難施設の技術基準を策定。

津波防災地域づくりに関する法律

(津波災害警戒区域)

第五十三条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者(以下「住民等」という。)の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定することができる。

(指定避難施設の指定)

第五十六条 市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設(当該市町村が管理する施設を除く。)であって次に掲げる基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。

- 一 当該施設が津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。
- 二 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- 三 津波の発生時において当該施設が住民等に開放されることその他当該施設の管理方法が内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

津波防災地域づくりに関する法律施行規則

(指定避難施設の技術的基準)

第三十一条 建築物その他の工作物である指定避難施設に関する法第五十六条第一項第一号の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。
- 二 地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件

(平成23年12月27日国土交通省告示第1318号) 2

防災基本計画

第3編 津波災害対策編 第1章 災害予防 第2節 津波に強い国づくり, まちづくり 3 津波に強いまちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

○国及び地方公共団体は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(2) 避難関連施設の整備

○市町村等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

○国は、津波避難ビル等の整備に関して、財政面等の支援方策について配慮を行うものとする。

国土交通省防災業務計画

第3編 津波災害対策編

第1章 災害予防 第1節 津波対策の推進 第5 避難地・避難路の確保・整備

○津波による危険が予想される地域について、都市公園、津波避難ビル、人工高台等の津波からの緊急避難場所、緊急避難階段、避難路の整備を推進するものとする。

第2章 災害応急対策 第13節 地方公共団体等への支援 第2 避難活動

○港湾の労働者や利用者の安全を確保するため、地方公共団体等が港湾事業として津波避難施設の整備する際に支援を行う。

・津波避難ビル等に係る設計に関するもの

・「津波避難ビル等に係るガイドライン」(H17.6 内閣府政策統括官(防災担当))



東日本大震災をうけて

- ・「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について(技術的助言)」
(H23.11.17 国交省住宅局)
- ・東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針
(H23.11.17 国土交通省住宅局及び国土技術政策総合研究所)
- ・津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件(告示) (H23.12.27)

・津波漂流物に係る設計に関するもの

・「津波漂流物対策ガイドライン(案)」(H21.5 沿岸技術研究センター・寒地港湾技術研究センター)

・港湾の液状化に係る設計に関するもの

・「港湾の施設の技術上の基準・同解説」(H19.7 日本港湾協会)